

## 公的研究費運営・管理規程

- 第1条 この規程は、公益財団法人服部植物研究所（以下「本研究所」という。）における公的研究費の運営・管理について必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。
- 2 本研究所における公的研究費の運営・管理については、関係法令、当該研究費を配分する機関が定めた研究費の使用に関する規則等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 本研究所における公的研究費の運営・管理を適正に行うために、最高管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者とし、理事長をもって充てる。
- 第3条 最高管理責任者は、本研究所における公的研究費に係る不正行為を誘発する要因の把握に努め、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。
- 2 公的研究費については、最高管理責任者が管理するものとし、その使用についても、最高管理責任者の決済なくすることはできないものとする。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理に関わる意識向上を図るために、研究者等に対し、研修・指導等の必要な措置を随時講ずるものとする。
- 第4条 本研究所全体の観点から不正行為の防止計画を推進する者として、不正防止計画推進部署を置く。
- 第5条 不正防止計画推進部署は、本研究所の監事とする。
- 2 不正防止計画推進部署の長は、本研究所全体の観点から実態を把握・検証し、関係者と協力して、不正行為の防止計画を推進する。
- 第6条 本研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、研究所内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。
- 2 相談窓口は、本研究所事務局とする。

- 第7条 本研究所においては、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、通報窓口を置くものとする。
- 2 通報窓口は、本研究所事務局とする。
- 第8条 不正行為に関する通報及び通報に係る相談に対応するため、通報窓口は、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを公表するものとする。
- 2 通報を行う者（以下「通報者」という。）は、不正行為に関する通報を、通報窓口に対し、書面、電話、FAX、電子メール、面談により行うことができる。
  - 3 通報は、原則として顕名により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者等（以下「被通報者」という。）は、不正行為の様態等事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的・合理的理由が明示されているものを受け付ける。ただし、匿名による通報があった場合は、その内容に応じ、顕名による通報に準じて取り扱うことができる。
  - 4 報道等により不正行為の疑いが指摘された場合は、前項ただし書きによる通報があったものとみなす。
- 第9条 前条の規定により通報があった場合には、通報窓口担当者は、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 通報については、情報が他に漏洩しないよう秘密保持を厳守するものとする。
  - 3 通報に関する取扱いについては、本規程に定めるもののほか、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）及び関係法令の定めるところによる。
- 第10条 最高管理責任者は、前条第1項の報告を受けたときには、不正防止計画推進部署に命じて、通報の申立内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 2 不正防止計画推進部署は、原則として、通報を受理した日から30日以内に、当該事案について本調査を実施するか否かを最高管理責任者に報告するものとする。
  - 3 最高管理責任者は、前項の報告を通報者及び被通報者に通知する。
  - 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、公的研究費の配分機関に対して、その旨を通知する。
  - 5 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、被通報者に対して、調査対象とされた公的研究費の使用停止を命ずることができる。

第 11 条 本調査は、当該研究に係る論文、記録ノート等の各種資料の精査、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査並びに関係者へのヒアリング等により行う。なお、最高管理責任者は、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

第 12 条 本調査を行った場合、不正防止計画推進部署は、予備調査開始の日から起算して 180 日以内に、本調査の結果に基づく不正行為の有無を認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を通報者並びに被通報者に通知するものとする。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の配分機関に対して、認定の概要を通知するとともに、当該研究費に対して必要な措置をとるものとする。
- 4 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実があると認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 被通報者に対して不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
  - (2) 不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
  - (3) 本研究所と取引する業者が不正行為に関与している場合は、当該業者について、取引停止の措置を行う。
  - (4) 本研究所内に、第三者で構成する検証機関を置くものとする。
- 5 最高管理責任者は、被通報者に不正行為の事実がないと認定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。
  - (2) 通報者が本研究所に所属する者で、不正行為に関する通報を、合理的な根拠がないと知りながら行ったことが明らかな場合は、懲戒処分の手続きを行う。

第 13 条 被通報者及び通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、前条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に不服の申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は、不正防止計画推進部署が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、不正防止計画推進部署の構成等、その公平性に関わる場合は、最高管理責任者の判断により、不正防止計画推進部署の構成を替えて審査させることができる。
- 3 不正防止計画推進部署は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、速やかに当該事

案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び公的研究費の配分機関に通知する。

第 14 条 最高管理責任者は、不正行為の事実があると認定した場合には、速やかに調査結果および第三者検証結果を公表する。

- 2 不正行為の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表することができる。
- 3 不正行為の事実がなかったと認定した被通報者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

第 15 条 公的研究費の適正な運営・管理のため、定期及び随時に内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、監事が行う。
- 3 内部監査により不正行為が発覚した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、第 10 条第 1 項に準じて取扱うものとする。

## 雑則

第 16 条 この規程は、必要に応じて、理事会の決議により、改廃することができる。